8　採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法　試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、採用はこれらの名簿に記載された者の中から行う。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から起算して１年を経過する日までとする。

9　初任給その他の給与　この試験に合格し、採用された者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の適用を受け、俸給は原則として次のとおりとする。このほか同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

［適用俸給表］	［俸　給］
行政職俸給表㈠	１級25号俸

10　受験手続

⑴　受験案内、受験申込書等請求先　第５項第４号に掲げる試験実施機関

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込書１部に所要事項を記入し、本人の写真を貼り、防衛省大臣官房に提出すること（郵便による申込みの場合は、簡易書留等その引受け及び配達が記録される取扱いとすること。）。

申し込むことができる「試験区分」は、いずれか１区分に限る。

なお、受験申込書の記載内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認める。

［申　込　先］　防衛省大臣官房秘書課試験企画係　〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町５―１　☎03（3268）3111㈹　内線25002・25004　ＦＡＸ：03（3260）0716

⑶　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

⑷　申込受付期間及び持参する場合の申込受付時間

ア　申込受付期間　平成27年４月１日（水）から同月17日（金）まで

ただし、持参による申込みの受付は、平成27年４月16日（木）及び同月17日（金）に限る。

また、郵便による申込みは、平成27年４月17日（金）までの通信日付印があるものに限り受け付ける。

イ　持参する場合の申込受付時間　午前10時から午後６時まで

11　その他

⑴　受験に関する問合せは、第５項第４号に掲げる試験実施機関に行うこと。

⑵　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、封筒の表に赤字で「専門職請求」と書き、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　身体に障害があるために、受験に際し、特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、防衛省のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（記述式）

［試験区分］	［出　題　分　野］
語学及び国際関係（英語）	英文和訳、和文英訳及び英文法
国際関係（中国語）	中文和訳、和文中訳及び中国語文法
国際関係（朝鮮語）	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法

専門試験（多肢選択式）

［試験区分］	［出　題　分　野］
国際関係（英語、中国語及び朝鮮語）	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法及び国際経済学

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３９９号

那覇市字安謝653番地国際重機ビル701
債務者　株式会社鈴蘭
代表者代表取締役　新城　初美
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月30日午後１時30分
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１号

埼玉県本庄市児玉町八幡山29番地１
債務者　有限会社エクセレント
代表者代表取締役　加藤　茂夫
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４９号

名古屋市名東区藤が丘161番地高架下18の１
債務者　有限会社トレンチタウン
代表者取締役　新美圭一郎
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮崎　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号

長野県北安曇郡松川村5693番地71
債務者　日炭物流株式会社
代表者代表取締役　熊野　義正
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時30分
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８号

長野県大町市大町3687番地３
債務者　信濃加炭株式会社
代表者代表取締役　石田　　茂
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時40分
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１号

大津市仰木の里東８丁目10番５号
債務者　エイム株式会社
代表者代表取締役　川本　幹司
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀象二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時50分
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４０号

さいたま市浦和区高砂２丁目４番６号
債務者　大信商事株式会社
代表者代表取締役　谷野　忠孝
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野崎　　正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４１号

さいたま市北区日進町１丁目800番地78
債務者　谷野　忠孝
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野崎　　正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係